

# 国分松本遺跡第 13 次調査 遺跡説明会・展示解説資料

太宰府市教育委員会 文化財課

遺跡名：国分松本遺跡第 13 次調査  
所在地：太宰府市国分 3 丁目 479-1 他  
調査期間：平成 24 年 3 月～6 月  
調査面積：368 m<sup>2</sup>  
調査原因：マンション建築  
遺跡の種類：旧河川・集落跡  
遺跡の年代：弥生時代中期～奈良時代前期

## 1. 遺跡の位置と歴史的環境

国分松本遺跡は、四王寺山（標高 410m）の南西麓から南西方向に広がる扇状地の中ほどにあります。周辺の遺跡として、西側には筑前国分尼寺跡、東側には筑前国分寺跡があります。南側には国分千足町遺跡があり、時期不明ながらも大型の掘立柱建物が見つっています。調査地点の北には、水城東門跡を通過して南東方向へ続く官道跡から分岐して、東に向かって延びる道路があり、これは国分寺跡と国分尼寺跡のそれぞれの推定伽藍の前面をとっています。

今回の調査地点の周辺ではいくつかの調査を行っており、弥生時代中期～後期にかけての集落と、その集落の南側を流れる旧河川が見つっていました。旧河川からは、弥生時代中期～後期初までの大量の遺物と、その後の奈良時代～平安時代の遺物が見つっていました。

## 2. 国分松本遺跡第 13 次調査の遺構と遺物

今回の調査でも旧河川と弥生時代の集落の一部が見つかりました。旧河川からは多くの出土品が見つっています。（遺構名は 13SX001）出土した遺物を、旧河川の土層ごとに簡条書きにします。（以下、上層から下層へ）

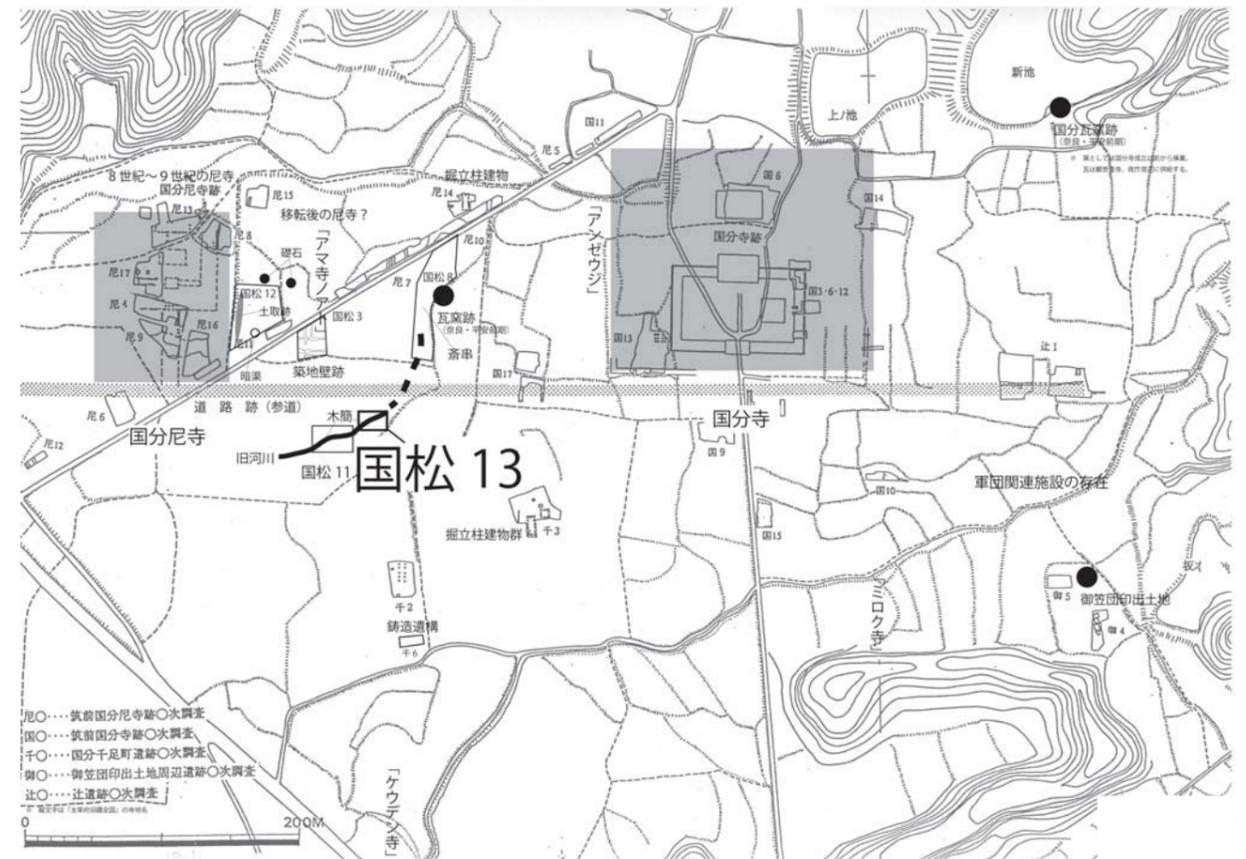
- ・ 13SX001 灰色粘土層・・・7 世紀後半～8 世紀第 2 四半期までの須恵器、土師器、瓦、木簡
- ・ 13SX001 黄茶色粘土層・・・7 世紀後半～8 世紀第 1 四半期までの須恵器、瓦
- ・ 13SX001 明灰色粘土層・・・弥生時代中期～後期初頭の弥生土器、石製品ほか

## 3. 新資料発見の成果と意義

注目される成果は、旧河川の堆積層から多くの木簡が見つかったことです。木簡に書かれている内容は豊富で、重要な内容も書かれており、また木簡が出土したこの周辺の土地利用についても示唆するものでした。

成果をまとめると、次のとおりです。

- 1、国分松本遺跡から、今回 10 点の木簡が見つかりました。
  - ・ 以前見つかった 3 点を加え、13 点となりました。
- 2、その中に、7 世紀末の人々を把握するための「戸籍」「計帳」に直接かかわる具体的な資料がありました。あすかきよみはらりよう
  - ・ 大宝律令以前の飛鳥浄御原令（持統 3 年（689 年）制定）の下の戸籍・計帳制度にかかわる資料は、今回初めて見つかりました。
- 3、近くに、筑前国府の前身施設ないしは筑紫大宰の関連施設があったことが考えられます。ちくしたいさい
  - ・ 今まで実態がよくわからなかった筑前国府関係施設や、大宰府の前身である筑紫大宰の筑前国担当の役所が、調査区近辺に存在していた可能性が高まりました。



国分松本遺跡周辺図

# 木簡1

(310) × (82) × 8ミリ

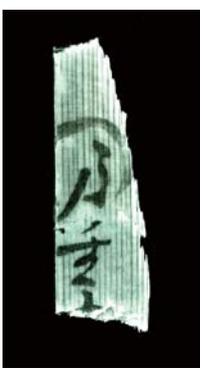
※国家が人を把握する戸籍・計帳制度に直接かわる最古の資料です。

おもて



# 木簡2

(68) × (23) × 3ミリ



うら



7世紀代では国内初の発見です。

おもて

嶋評

戸主建ア身麻呂戸。又附去□□□□

政丁。次得□□(呂カ)兵士。次伊支麻呂。政丁。□□×

占ア恵□□(万カ)川ア里。占ア赤足□□(金篇カ)□□×

嶋一□□(評カ)子ノ母。占ア真□□(麻カ)老女ノ子。得□□×

穴□□(凡カ)ア加奈代戸。有附。□□□□(アカ)占ア×

□□□

うら

并十一人。同里人進大式建ア成戸。有一。戸主建\*

同里人建ア昨戸。有。戸主妹夜乎女。同戸有\*

麻呂。□□(預カ)又依去。同ア得麻女。丁女。同里□□×

白髪ア伊止布。□□(預カ)戸。二戸別。本戸主建ア小麻呂×

\*1 「戊」の誤記の可能性がある \*2 合点の一部の可能性もある

嶋評 戸主建部身麻呂の戸。また附す。去。...

政丁。次に得□□、兵士。次に伊支麻呂。政丁。...

占ア恵□□。川部里。占部赤足。...

嶋一□□。子ノ母。占部真□□女。老女ノ子。得。...

穴□□。ア加奈代の戸。附すること有り。(建部。...

□□□

あわせて十一人。同里の人進大式(階)の建部成の戸。一有り。戸主(建部)同里の人建部昨の戸。有り。戸主の妹夜乎女。同戸に(有り)麻呂(損)戸。また去るによる。同部得麻女。丁女。同里の(人)白髪部伊止布(損)戸。二戸を別かつ。本の戸主建部小麻呂...

## ◆年代

685年〜701年の木簡です。

嶋評... 郡は、大宅令以前は「評」と記されました。

つまり大宝令(701年)より前の木簡です。

嶋評とは、嶋郡(志麻郡)のことで、現在の福岡県糸島市〜福岡市西区にあたります。

進大式... 天武14年(685)の冠位48階の冠位です。43階。大宝令以降の大初位下(28位)です。

## ◆書かれている内容

①「嶋評」全体にかかわる、帳簿です。

②「戸」にかかわる記載ととも、人名が記されています。

建部身麻呂、得...、伊支麻呂、占部恵...、占部赤足、占部真□女、穴□部加奈代、占部...、建部成、建...、建部昨、夜乎女、...麻呂、...部得麻女、白髪部伊止布、建部小麻呂

③木簡にも、同じような内容を記したものの、とみられま。

戸籍に反映するため、その変動の状況を記したものです。

内容から、木簡1と同じ種類の帳簿木簡とみられます。

筆の運び方が、木簡1と若干異なっています。(別の帳簿か?)

④筑前国を管轄する役所が近くにあった可能性が浮上りました。

「有」「附」「去」「二戸別」「本戸主」などみえます。

戸籍計帳を保管した、筑前国府の前身施設、ないしは筑紫大宰の筑前国担当部局が近くにあったと考えられます。

⑤川部里=川辺里の里名が記されています。

正倉院伝来品に、最古の戸籍として知られる、「筑前国嶋郡川辺里大宝二年戸籍(702年)」があります。

同じ里を記す古い資料が見つかるという、大きな意味があります。

⑥「戸」の移動について記した帳簿の存在が示唆されています。

戸籍に反映するため、その変動の状況を記したものです。

⑦木簡にも、同じような内容を記したものの、とみられま。

戸籍に反映するため、その変動の状況を記したものです。

内容から、木簡1と同じ種類の帳簿木簡とみられます。

筆の運び方が、木簡1と若干異なっています。(別の帳簿か?)

④筑前国を管轄する役所が近くにあった可能性が浮上りました。

「有」「附」「去」「二戸別」「本戸主」などみえます。

戸籍計帳を保管した、筑前国府の前身施設、ないしは筑紫大宰の筑前国担当部局が近くにあったと考えられます。

# 木簡3

326×43×6ミリ



竺志前国嶋評

私祀板<sup>\*3</sup>十六枚 目録板三枚 父母

方板五枚 并廿四枚

竺志前国嶋評

私祀板十六枚 目録板三枚 父母

方板五枚 あわせて二十四枚

\*3 「祀」を「牝」と読む説もある。

## ◆年代

701年より前の木簡です。

・嶋評」とあり、これも大宝令(701年)より前の木簡です。

・途中まで刃物で切り込み、折られています。偶然に捨てられたものではなく、きちんと廃棄処理がなされたことがわかります。

## ◆書かれている内容

①筑前国嶋評にかかわる物品の付け札(タグ)です。

・筑前国を「竺志前国」と表記するのは、古い用例です。

②物品は、3種類の「板」<sup>1</sup>と、その数量が記されています。

・「板」は、木簡のことを指すと考えられます。

・下2行の冒頭は、「私祀板」、もしくは「私牝板」と読めそうです。(今のところ確定できていません。)

↓「私祀」なら「板」に願文など記されていた可能性があります。「私牝」なら「板」は牛馬の管理用帳簿とみられます。

③国名から書き始めているため、「板」の送付・保管先は、筑前国より上級の役所「筑紫大宰」だった可能性があります。

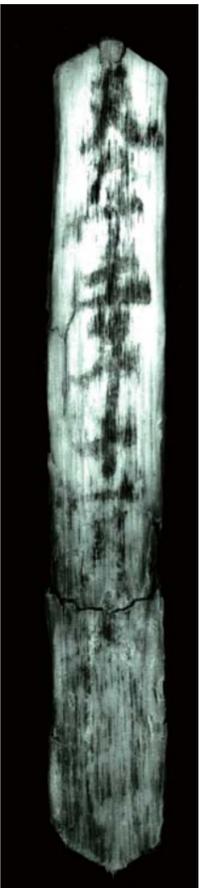
・筑紫大宰、ないしは筑前国担当部局の前身が、近くにあった可能性があります。

# ◆◆◆◆◆解 説◆◆◆◆◆

# 木簡4

121×18×5ミリ

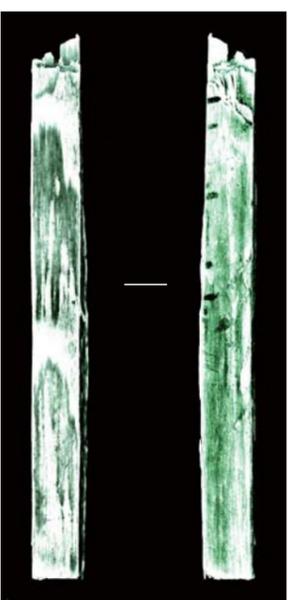
天平十一年 十一月 □



# 木簡7

(138)×(14)×5ミリ

□ □ □



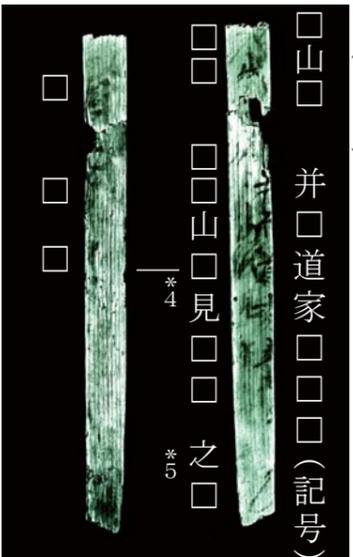
## ◆天平十一年は、西暦739年です。

このころまで、自然流路の堆積がついていたようです。

(この翌年、大宰府の少弐(次官)藤原広嗣が反乱を起こしました。)

# 木簡5

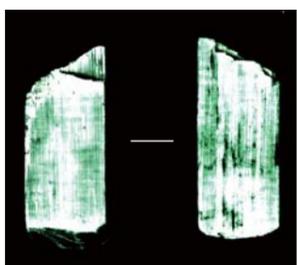
(199)×17×4ミリ



# 木簡8

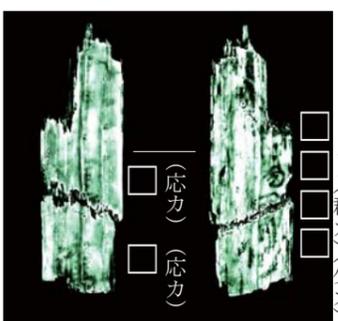
57×(23)×5ミリ

(此方) □ □



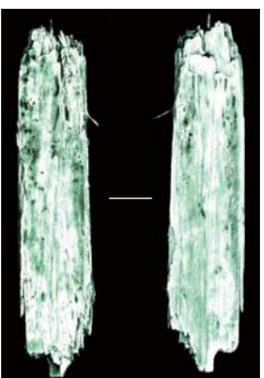
# 木簡6

(124)×(39)×7ミリ



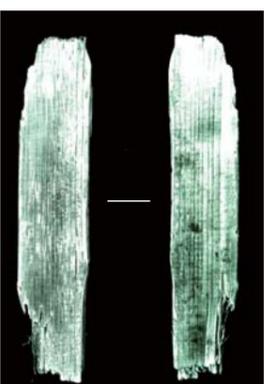
# 木簡9

121×18×5ミリ



# 木簡10

121×18×5ミリ



\*4 「見」の可能性もある。\*5 「足」の可能性もある。

\*5 (郡力)(少力)

(応力)(応力)

\*5 「勿」の字画が見え、「賜」「湯」などが考えられる。

\*右面に3行、左面に2行みえます。

\*右面の下部に2行みえます。

【木簡11~13は西側の第11次出土資料】

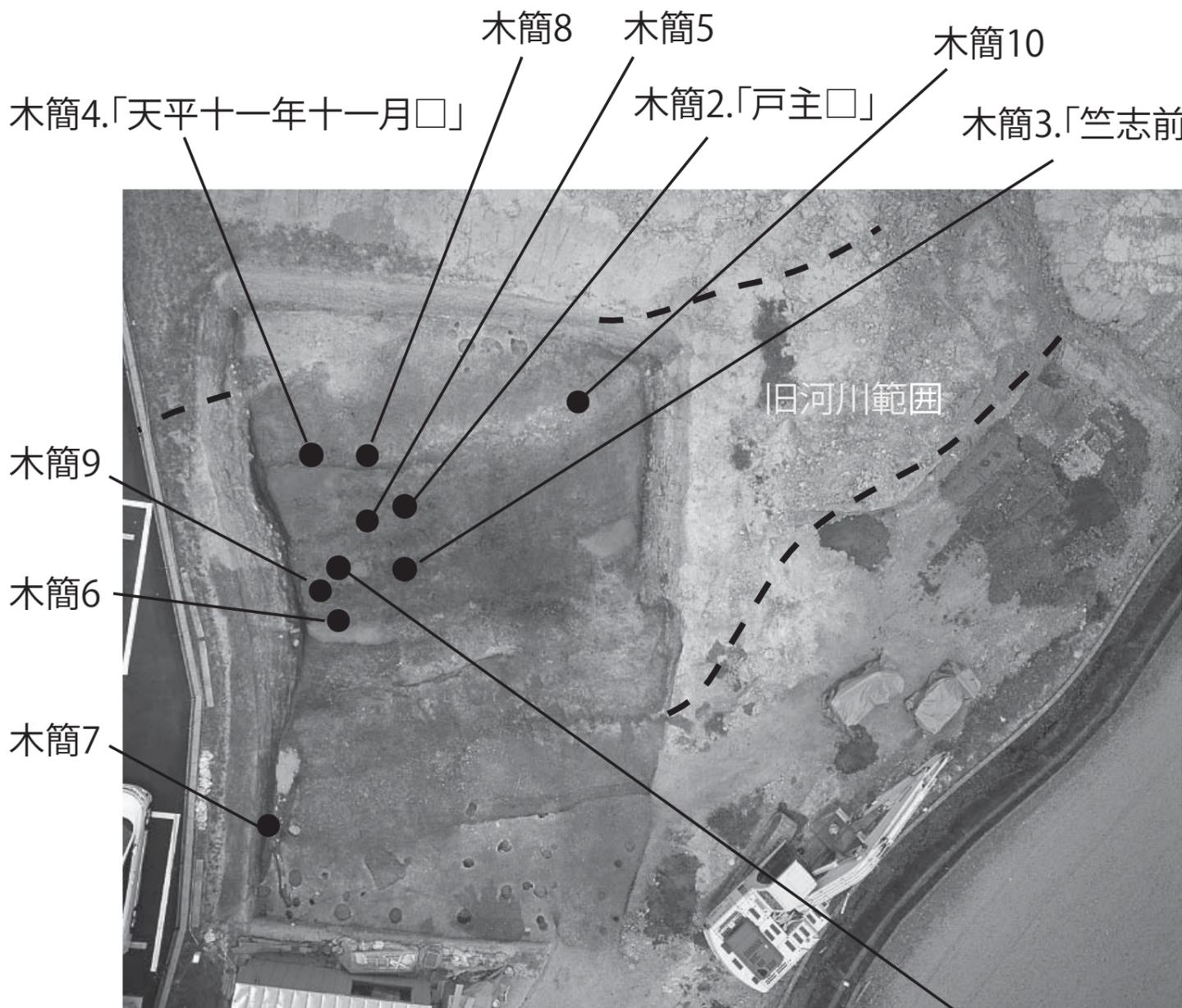


写真1.国松 13 次調査区（反転前）（上が北） 木簡出土位置

木簡1.「嶋評」

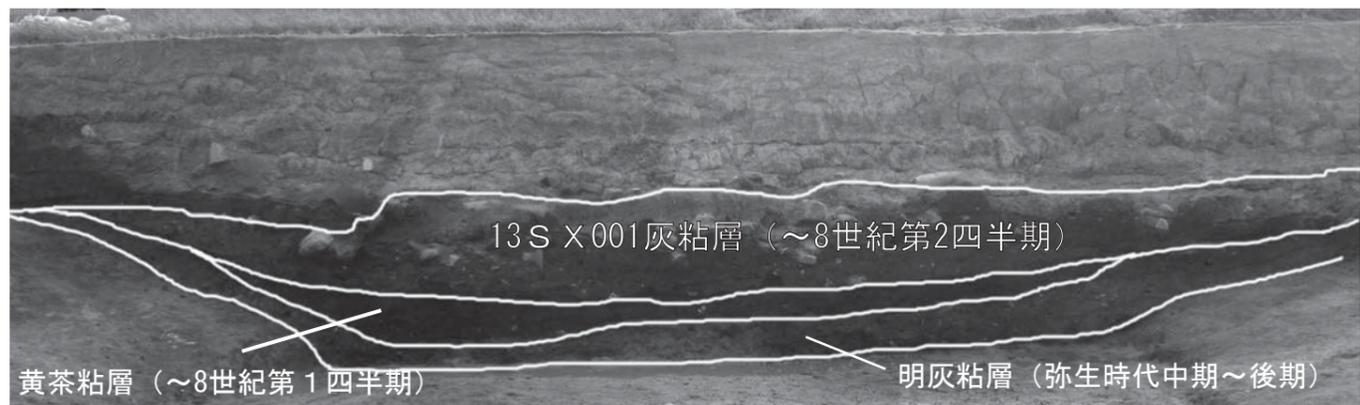


写真2.国松 13 次調査区 13S X 001西壁土層写真



木簡13

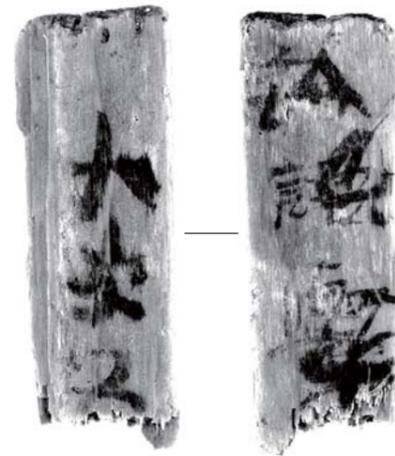
(170) × (26) × 5ミリ ※第11次調査出土

鍬以奉 □(上カ)

◆「鍬が奉られた」ことが記されています。鍬を受け取ったのちに、捨てられた木簡とみられます。

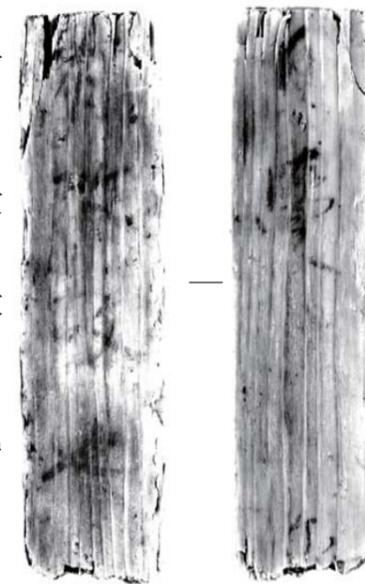
【関係年表】

- 天智天皇9年(670) 庚午年籍
  - ・日本最初の全国的な戸籍です。
- 持統天皇3年(689) 飛鳥浄御原令
  - ・国内初の本格的な令(法典)です。
- 持統天皇4年(690) 庚寅年籍
  - 飛鳥浄御原令の戸令に基づき、全国的に実施。
  - ・「六年一造」の造籍の出発点となりました。
  - ・「五十戸一里」を基準に、戸を編成しました。
  - ・家族(戸口)の名・年齢・戸主との続柄を記して、これを基に、班田收授を行い、人頭課税を行いました。
- 大宝元年(701) 大宝律令の施行
  - ・東大寺正倉院に、大宝2年の戸籍断簡が残されています。
- 天平12年(740) 大宰少式藤原広嗣、反乱を起こす(藤原広嗣の乱)。
- 天平13年(741) 国分寺・国分尼寺建立の詔を発する。
- 天平14年(742) 大宰府を廃止する。紀飯麻呂等四人を派遣して廃府の官物を筑前国司に付す。
- 天平17年(745) 大宰府を復置する。



木簡11 (76) × 27・5 × 6・5ミリ ※第11次調査出土  
論 學 一 學 論

◆ 論語の学而第一篇にかわる木簡です。なお左面の文字は確定していませんが、ここが筑前国府や筑紫大宰にかわるなら、「大夫」との読みも考えられます。



木簡12 (140) × 40 × 6ミリ ※第11次調査出土  
覚 尔

◆ 「政(まさし)とあるゆえなり」と記されています。